

## 長崎市土産品開発支援費補助金交付要綱

### (目的)

第1条 この要綱は、長崎ならではの魅力ある土産品の開発及び販路開拓の取組みを支援することにより、今後期待される交流人口の拡大の効果を中小企業者の売上向上につなげるため、本市内の中小企業者に対し、予算の範囲内において、長崎市土産品開発支援費補助金（以下「補助金」という。）を交付することについて、長崎市補助金等交付規則（昭和63年長崎市規則第21号。以下「規則」という。）に定めるもののほか、必要な事項を定めることを目的とする。

### (定義)

第2条 この要綱において、次の各号に掲げる用語の意義は、それぞれ当該各号に定めるところによる。

- (1) 中小企業者 中小企業等経営強化法（平成11年法律第18号）第2条第1項に規定する中小企業者をいう。
- (2) 土産品 本市を訪れる観光客等に対し、本市の歴史、文化、景観、観光名所、特産品その他の地域資源を活かした長崎ならではの魅力を発信する商品をいう。
- (3) クラウドファンディング インターネットを通じて、不特定多数の者から資金を調達する仕組みをいう。

### (補助対象事業)

第3条 補助金の交付の対象となる事業（以下「補助対象事業」という。）は、補助金の交付の申請日の属する会計年度（以下「実施年度」という。）の2月末日までに完了する事業であって、次に掲げる事業とする。

- (1) 新商品開発事業（新たな土産品の開発又は既存土産品の改良を行う

取組み（土産品のうち食品に係る取組みに限る。）をいう。）

(2) 販路開拓等事業（新商品開発事業に伴う販路開拓（クラウドファンディングを活用した資金調達を含む。）を行う取組みをいう。）

2 前項の規定にかかわらず、同項第2号の事業のみを実施する場合は、補助対象としない。

（補助対象者）

第4条 補助金の交付の対象となる者（以下「補助対象者」という。）は、本市内に本社又は主たる事業所を有する中小企業者とする。

2 前項の規定にかかわらず、次の各号のいずれかに該当する者は、補助対象者としない。

(1) 国、県、市等が行う類似の補助制度の適用を受けているもの

(2) 政治団体又は宗教活動を目的とするもの

(3) 風俗営業等の規制及び業務の適正化等に関する法律（昭和23年法律第122号）第2条第5項に規定する性風俗関連特殊営業及び公序良俗に反すると認められる事業を営む者を構成員に含むもの

(4) その他市長が適当でないと認めるもの

（補助対象経費）

第5条 補助金の交付の対象となる経費（以下「補助対象経費」という。）

）は、次のとおりとする。

(1) 報償費

(2) 需用費

(3) 役務費

(4) 委託料

(5) 使用料及び賃借料

（補助金の額及び交付の回数）

第6条 補助金の額は、補助対象経費の合計額に2分の1を乗じて得た額（その額に1,000円未満の端数があるときは、その端数を切り捨てた額）とし、50万円を上限とする。

2 補助金の交付の回数は、同一年度内において、補助対象者につき1回を限度とする。

（補助対象者の公募）

第7条 市長は、補助対象者を別に定める方法により公募するものとする。

2 前項の規定による公募に申込みをしようとする者は、別に定める期日までに次に掲げる書類を市長に提出しなければならない。

(1) 長崎市土産品開発事業計画書（第1号様式）

(2) 長崎市土産品開発事業収支予算書（第2号様式）

(3) 前年度決算書（市内に事業所を有する法人その他の団体に限る。）

3 前項の規定にかかわらず、前年度に事業を行っていない場合は、同項第3号の書類を省略して公募に申込みできるものとする。

（交付の申請）

第8条 規則第3条第1項の期日は、実施年度の11月末日とする。

2 規則第3条第1項第1号の事業計画書は、前条第2項第1号の書類とする。

3 規則第3条第1項第2号の収支予算書は、前条第2項第2号の書類とする。

4 規則第3条第1項第5号の市長が必要があると認める書類は、次に掲げるものとする。

(1) 事業費の算出根拠となる書類

(2) 定款又は規約の写し（補助対象者が個人の場合を除く。）

5 補助金を申請しようとする者は、その申請時に仕入れに係る消費税等

相当額（補助対象経費に含まれる消費税相当額のうち、消費税法（昭和63年法律第108号）に規定する仕入れに係る消費税額として控除できる部分の金額と当該金額に地方税法（昭和25年法律第226号）に規定する地方消費税率を乗じて得た金額との合計額をいう。以下同じ。）があり、かつ、その金額が明らかな場合は、これを減額して申請しなければならない。ただし、申請時において仕入れに係る消費税相当額が明らかでない場合は、この限りでない。

（交付の決定）

第9条 規則第4条第1項の規定による補助金の交付の決定は、長崎市附属機関に関する条例（昭和28年長崎市条例第42号）及び長崎市類型の附属機関に係る審査会規則（令和元年長崎市規則第52号）に基づき設置する審査会の審査及び報告を経て、これを行うものとする。

（軽微な変更）

第10条 規則第5条第1項第1号の市長が認める軽微な変更は、次に掲げる条件を全て満たすものとする。

- (1) 補助金の交付の目的の達成及び既に交付の決定を受けた事業計画に基づく補助対象事業の遂行に支障のない範囲の変更であること。
- (2) 補助対象経費の総額の20パーセント以内の変更であって、補助金の増額を伴わないものであること。

（交付の条件）

第11条 規則第5条第1項第4号の市長が必要があると認める事項は、補助対象事業に係る収支を明らかにした帳簿及び関係書類を備え、実施年度の翌年度から起算して5年間保存するものとする。

（申請の取下げ）

第12条 規則第7条第1項の別に定める期日は、規則第6条第1項に規

定する通知を受領した日から起算して15日を経過した日とする。

(実績報告書)

第13条 規則第12条の別に定める期日は、補助対象事業が完了した日から起算して1月を経過した日又は実施年度の3月8日(同日が国民の祝日に関する法律(昭和23年法律第178号)に規定する休日(以下「休日」という。)に当たるときは、その休日以後最初の休日でない日)のいずれか早い日とする。

2 規則第12条第1号の収支計算書は、長崎市土産品開発事業収支計算書(第3号様式)とする。

3 規則第12条第2号の市長が必要と認める書類は、次に掲げる書類とする。

- (1) 長崎お土産開発事業完了報告書(第4号様式)
- (2) 補助対象経費の支出が確認できる領収書等の証拠書類の写し
- (3) 補助対象事業に係る活動が確認できる写真等の証拠書類  
(消費税等仕入控除税額の確定に伴う補助金の返還)

第14条 第8条第5項ただし書の規定により補助金の交付を申請した者は、補助事業完了後に消費税及び地方消費税の申告によりこの補助金に係る消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額が確定した場合は、仕入れに係る消費税等相当額報告書(第5号様式)により速やかに市長に報告しなければならない。この場合において、市長は、当該消費税及び地方消費税に係る仕入控除税額の全部又は一部を返還させるものとする。

(委任)

第15条 この要綱に定めるもののほか、必要な事項は、市長が別に定める。

附 則

(施行期日)

1 この要綱は、告示の日から施行する。

(この要綱の失効)

2 この要綱は、令和7年3月31日限り、その効力を失う。ただし、同日までに補助金の交付の決定を受けた者に係るこの要綱の規定については、同日以降もなおその効力を有する。